

## 成長志向型カーボンプライシングの検討始まる

### ◆炭素に対する賦課金と排出権取引制度（ETS）を組み合わせた制度検討へ

2022年11月29日に行われた内閣官房の第4回GX実行会議にて、成長志向型カーボンプライシング（CP）構想について概ね合意された。今後、炭素に対する賦課金と排出量取引制度（ETS）を組み合わせたハイブリッド型のCP制度を検討する。炭素税・賦課金は広範囲な対象をカバーしやすいが、排出量制限の効力が弱い。一方、ETSは総排出量を制限しやすいが、産業、施設毎に排出量を管理するコストが大きいという特徴がある。欧州でも排出量が多い大規模な設備はETSの対象とし、中小規模の排出設備には炭素税を課して、排出削減のインセンティブとして活用しているケースが多い。

CP制度導入にあたっては、猶予期間の設定や、導入後も段階的に負担を引き上げるしくみによって、排出削減を早めに進めた企業ほど負担が軽くなるようにして企業の脱炭素化投資を促進する考えだ。また政府は、脱炭素技術のイノベーション資金としてGX経済移行債（仮称）の発行を検討しているが、CPからの収入を償還財源に充てるとしている。

全国ETSについては、23年度にGXリーグにて自主的な排出量削減の取り組みを開始する。これを段階的に義務的な方向に発展させる計画で、26年度からの第2フェーズでは、企業の削減目標達成に向けた規律の強化や取引参加率向上などにより、排出権取引市場として本格稼働させる。さらに31年度からの第3フェーズでは発電部門など一部に有償排出枠を導入する案を提示している。

### ◆炭素賦課金のエネルギー諸税、温対税への上乗せにより、制度複雑化の懸念も

炭素賦課金については、化石燃料に課されている地球温暖化対策税（温対税）やエネルギー諸税に追加される方向で議論されており、有識者からは、制度が複雑化し、CO<sub>2</sub>削減に対する費用対効果が見えにくくなると懸念の声も聞かれる。

現状では化石燃料には、石油石炭税、揮発油税・地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税などのエネルギー諸税が、供給量に応じて課税されており、そこに地球温暖化対策税（温対税）289円／tCO<sub>2</sub>が、石油石炭税に上乗せされている。

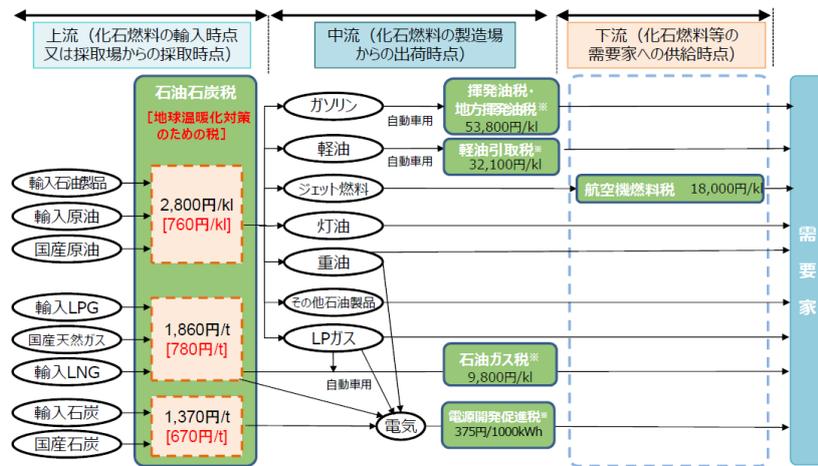
## ハイライト

このうち、炭素比例で課されて排出削減のインセンティブとして機能する炭素税とみなされるのは温対税のみで、現行でも企業にとって、化石燃料のコスト負担と炭素に対する負担がわかりにくいものになっている。

また、温対税を含む石油石炭税においては、石油化学、鉄鋼、コークス、セメントなどの製造用は免税・還付措置の対象になっている。炭素賦課金がこれらの産業用途についてどのような措置を取るのかも、注目される。

### 日本の化石燃料に関するエネルギー課税

(令和3年2月時点)



(環境省「カーボンプライシングの活用に関する小委員会(第13回)資料2より抜粋)

## ◆欧州の多くの国でETSと炭素税を併用

欧州においては脱炭素社会への移行に向けて、CPの活用が進んでいる。05年にEU-ETSが導入され、現在30カ国が参加している。またスイス、英国はEU-ETSに参加せず、独自のETSを導入している。一方、炭素税導入国は18カ国あり、ETSと併用している。

炭素税、ETSを併用しているスウェーデン、スイス、フランス、ETSのみのドイツ、温対税のみの日本の5カ国の温室効果ガス(GHG)総排出量の推移を90年以降と比較してみたところ、日本より欧州の方が削減率は高い傾向であった。特に、現在一次エネルギーに占める再エネ比率が

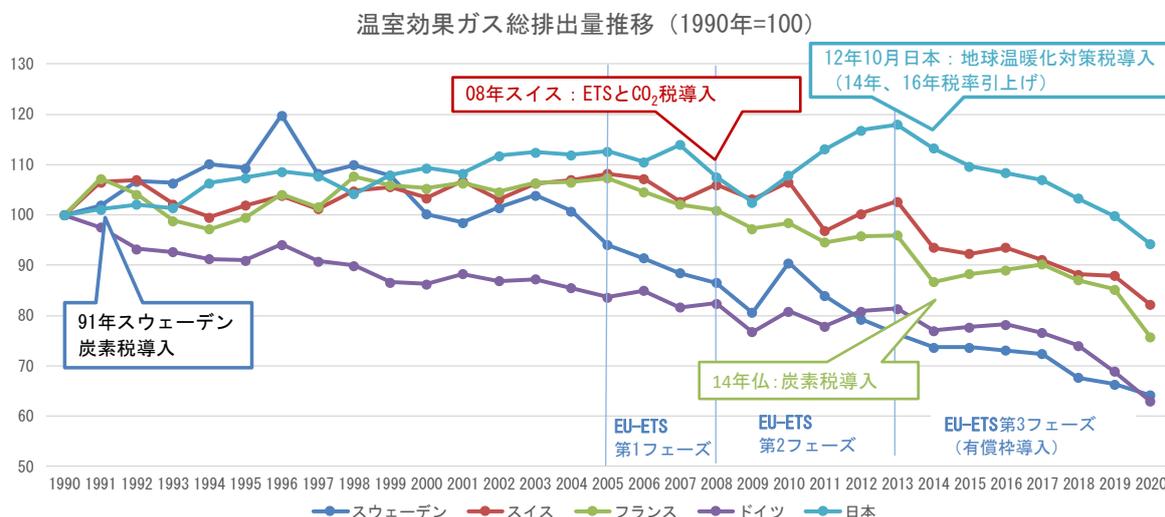
### 欧州炭素税導入国

導入年	国名
1990	フィンランド
1990	ポーランド
1991	スウェーデン
1991	ノルウェー
1992	デンマーク
1996	スロベニア
2000	エストニア
2004	ラトビア
2008	スイス
2008	リヒテンシュタイン
2010	アイスランド
2010	アイルランド
2011	ウクライナ
2014	フランス
2014	スペイン
2015	ポルトガル
2021	ルクセンブルク
2021	オランダ

(The World Bank「Carbon Pricing Dashboard」よりARCまとめ)

## ハイライト

約2割と高まっているスウェーデンやドイツは削減率が高かった。ドイツは炭素税の導入計画はないが、一層の削減強化のために、21年にEU-ETS対象外の熱利用・交通分野に独自のETSを導入している。



(IEA data explore GHG Emissions-Fuel combustion、各種資料よりARC作成)

### ◆炭素税は、産業への過度の負担を避ける減免措置あり

欧州の炭素税の制度をみると、ETS対象企業は炭素税の減免措置対象になっている。また、原料や発電用など対象外の用途を設けたり、税率の引き上げを段階的に実施するなどにより、産業への負担が過度にならないように配慮している。

EU-ETSの有償枠のオークション収入は約8割が気候変動関連プロジェクトに活用されているが、炭素税の税収使途は環境目的に限っておらず、例えば、スウェーデンやスイスでは、家計や低所得者層への経済的負担を軽減させる減税に活用されている。

【石井由紀】

欧州主要国の炭素税概要

国名	スウェーデン	スイス	フランス
導入年	1991年	2008年	2014年
2021年税率/tCO <sub>2</sub>	14,400円 (1SEK=12円)	10,752円 (1CHF=112円)	5,575円 (1EUR=125円)
課税対象	熱利用、輸送用の化石燃料消費 (発電用、原料使用、電解・還元プロセス用を除く)	化石燃料消費 (輸送用を除く)	化石燃料消費 (原料使用、特定の鉱物製造工程、発電用を除く)
ETS対象企業に対する措置	免税	免税	低税率適用
その他の影響緩和の方法	税率の段階的引き上げ、農業、産業部門への軽減税率適用など	税率の段階的引き上げ	税率の段階的引き上げ、省エネに対する所得税控除、他税減税など
収入の使途	他税の減税 (導入時に労働税軽減、01~04年税率引き上げ時に低所得者層の所得税率引き下げ)	・3分の2を基礎医療保険の保険料率引き下げ ・3分の1を建築物改修基金・技術基金 (建築物の省エネ化など)に充当	一般財源 (一部は再生エネルギー普及のためのインフラ整備向け)

(環境省 カーボンプライシングの活用に関する小委員会 (第13回) 参考資料2より、ARCまとめ)